



プレスリリース

一般社団法人 日本原子力学会

2011年3月11日に発生した東日本大震災において、多くの方々が犠牲となられ、また被災されたことについて心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

日本原子力学会は、社会的関心の高い科学技術である原子力の広範囲にわたる**学術・技術専門家集団**として**社会への情報提供**を行うため、主要な活動等について、随時プレスリリースを行っています。

今回は、大飯原発**3,4号機**運転差し止め裁判の判決に関する見解です。

## 関西電力大飯原発**3、4号機**運転差し止め裁判の判決に関する見解

2014年5月21日、福井地方裁判所において、関西電力大飯原発運転差し止め請求訴訟同発電所**3号機**と**4号機**の運転差し止め請求を認める判決が出ました。

本会は、判決に対し直接コメントする立場にはありませんが、福島第一原子力発電所事故後に初めて出された原子力発電所の運転に関する判決であり、国民の皆様に原子力発電所の新しい安全対策に重大な誤解を生じさせる懸念があると考え、原子力技術の専門家の立場からの見解を表明します。

第一は、事故原因が究明されていないとの指摘は事実誤認であります。本会は一昨年からは学会を挙げて事故調査に取り組み、本年3月、最終報告書を取り纏め、直接原因のみならず、根本原因まで明らかにしています。

第二に、ゼロリスクを求める考え方は科学技術に対する裁判所の判断として不適切です。いかなる科学・技術も人間や環境に対してリスクをもたらしますが、科学技術によってリスクを十分に低減させた上で、その恩恵とのバランスで社会はそのリスクを受容しています。本会は津波対策、重大事故対策および事故時対策を適切に行えば、福島第一原子力発電所事故の再発防止は可能であり、かかる意味において、原子力利用は人格権を犯すものではないと考えます。

第三に、工学的な安全対策を否定する考え方は不適切です。現代社会は様々な形で科学技術の恩恵に浴していますが、それらの科学技術のほとんど全てに工学的な安全対策が用いられています。原子力発電所のみ、工学的安全対策を認めないと言う考え方は公平性を旨とする裁判所の判断として不適切だと考えます。

本会は、原子力基本法にのっとり、引き続き、公衆の安全をすべてに優先させつつ、原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、その成果の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に寄与するよう努めてまいります。

以上